



生物多様性きたひろ戦略

いのちの輝きに出会い、伝え、みずからが輝く町

生物多様性きたひろ戦略

北広島町

1. 前文

人がひとりでは生きていけないように、ヒトという種もさまざまな生物、さまざまな環境がなくては存続できません。今日を生きる私たちの生活は、同じ時を生きる生き物と、今この時の環境に支えられているのです。ヒトに限ったことではなく、地球上に生きる全ての生物種は他の生物種に支えられて生きています。しかも、自分が支えている相手に支えられる相互共生の関係よりも、誰かを支えることが巡りめぐって自分を支えることにつながるという、とても複雑な関係によって成り立っているのが現在の世界です。

地球上に生命が誕生して約 40 億年を経て、進化と淘汰の末につくられた複雑で巧妙な関係が、いま、私たち人間の活動によって壊れつつあります。ちいさなほころびが大きな破壊を招く前に、私たちはもう一度、いのちのつながりについて考え、計画を立て、行動するべきです。私たちに与えられる、すこやかな未来のために、北広島町は『生物多様性きたひろ戦略』を策定します。

2. 生物多様性の保全に関する条例と、戦略策定の背景

「新田園文化のまちづくり」を進める北広島町は、その実現に向け、平成 20 年 3 月に「北広島町観光振興まちづくり計画」を策定しました。町が有する様々な観光資源の中で、自然も一つの重要な資源であると位置付けられました。一方で、町内では希少種の盗掘や、踏みつけによる湿原環境の悪化などが顕在化していました。そこで、観光を推進することによって生じる様々な問題に対応し、将来にわたって持続的に自然資源を活用していくために、北広島町では野生生物の保護に関する条例を整備することにした。

条例の策定に際しては、審議会を設置するとともに、大まかな条文ができた時点で一般からの意見募集期間を設け、提出された個々の意見についても審議会で検討した上で平成 22 年 2 月に答申を受け、同 3 月の議会において制定されました。また、当初は「野生生物の保全」を主眼に置いて条例制定に取り組み始めましたが、審議会において議論する中で、生物多様性がもたらす生態系サービスを重要視する必要があるという認識が持たれたことから、内容が見直され、条例の名称も「北広島町生物多様性の保全に関する条例」とされました。観光の振興という視点をきっかけに制定が進められた条例は、観光のみならず日常生活・産業・教育・文化など、町民のあらゆる生活基盤を支える「生物多様性」そのものの保全に対し、町が一体となって取り組んでゆくための基礎となる条

例として制定されました。戦略は、この条例に基づき、策定されるものです。

3. 生物多様性きたひろ戦略の役割

本戦略は、北広島町が持つ生物多様性を保全しながら持続的に活用していくための基本的な戦略および戦略制定のための資料であり、全3部および資料編によって構成されます。

第1部の「生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」では、生物多様性の重要性と理念（第1章）と生物多様性の現状と課題（第2章）をまとめるとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標（第3章）を掲げます。また、目標を達成する上での、生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針（第4章）を示します。

第2部の「生物多様性の保全に際する指針」では、北広島町生物多様性の保全に関する条例に基づいて施策を進める上で必要な事項として、希少野生生物の選定および個体等の取扱い（第1章）、野生生物保護区の指定および保全（第2章）、外来種対策（第3章）、維持・回復事業の認定（第4章）に関する指針をそれぞれ定めます。

第3部の「生物多様性の保全および活用に向けた行動計画」では、第1部で定めた戦略に基づいて、行政・町民・事業者・保全団体などの様々な主体によって実施される、具体的な行動計画を示します。

資料編は、北広島町自然学術調査によって得られた調査成果であり、北広島町における生物多様性の現状を記録した基礎資料です。

目次

1. 前文	ii
2. 生物多様性の保全に関する条例と、戦略策定の背景	ii
3. 生物多様性きたひろ戦略の役割	iii

第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第1章 生物多様性の重要性と理念	1-2
第1節 生物多様性ってなんだろう？	1-2
1. 種の多様性.....	1-2
2. 生態系の多様性	1-3
3. 遺伝子の多様性	1-3
第2節 かけがえのない生命の多様性	1-3
第3節 いのちと暮らしを支える生物多様性 —生態系の恩恵—	1-4
1. 生きものが作る大気・水・土壌 —生活や社会の基盤—	1-4
2. 暮らしの基礎 —資源の供給—	1-4
3. 生きものと文化の多様性 —文化の創造と継承—	1-5
4. 自然に守られる私たちの暮らし —生活環境の調整—	1-6
5. 将来への資産 —保全—	1-6
第4節 生物多様性を保全し、活用する	1-7
1. なぜ生物多様性を保全するのか.....	1-7
2. 保全の先にあるもの	1-8
第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念	1-8
1. いのちの輝きに出会う	1-8
2. いのちの輝きを伝える.....	1-8
3. みずからが輝く	1-8
第2章 生物多様性の現状と課題	1-9
第1節 生物多様性の保全と利用を考えるために必要な「生態系の捉え方」	1-9
1. 生態系の持続と劣化	1-9
2. 「ストック」と「フロー」の考え方.....	1-10

3. 生物多様性から見た北広島町域のとらえ方	1-11
4. 北広島町の生態系	1-13
第2節 北広島町の生物多様性	1-20
1. 自然学術調査	1-20
2. 生物多様性キャラバン	1-21
3. 北広島町に生育・生息する生物	1-22
第3節 北広島町における生態系の変化と生態系サービスの損失	1-24
1. 生物多様性に影響を及ぼす3つの危機と地球温暖化	1-24
2. 3つの危機の背景	1-26
3. 北広島町における生態系の現状	1-26
第4節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の状況	1-29
1. 生物多様性の恩恵とその利用	1-29
2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る国の制度	1-31
3. 北広島町のとりくみ	1-31
4. NGOや市民による取組	1-34
第3章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標	1-35
第1節 生物多様性から見た北広島町の町づくり	1-35
1. 新田園文化のまち	1-35
2. 計画的な土地利用と拠点・ゾーンの形成	1-35
3. 生物多様性の保全と利用に関する基本的な姿勢	1-36
第2節 北広島町の目標	1-37
2. 戦略目標達成までの戦略推進期間	1-39
3. 北広島町の生物多様性総合評価	1-39
第3節 各主体の役割－連携と協働－	1-40
第2部 生物多様性の保全に際する指針	
第1章 総論	2-2
第1節 用語の定義	2-2
1. 条例	2-2
2. 戦略	2-2
3. 種	2-2
4. 地域個体群	2-2

5. 指定希少野生生物の器官	2-2
第2章 希少野生生物の選定および個体等の取扱い	2-3
第1節 指定希少野生生物の選定方針	2-3
第2節 選定に当たっての留意事項	2-3
第3節 個体の取扱いに関する規制	2-3
1. 捕獲等の禁止	2-3
2. 捕獲等の許可	2-4
3. 違法に捕獲等された個体の所持等の禁止	2-4
第4節 その他の個体の取扱いに関する事項	2-4
第3章 野生生物保護区の指定および保全	2-5
第1節 野生生物保護区の指定方針	2-5
1. 野生生物保護区の指定	2-5
2. 希少野生生物保護区として指定する生息・生育地の指定方針	2-5
3. 野生生物保護区の区域の範囲	2-6
第2節 立入制限地区の指定方針	2-7
第3節 緩衝地区の指定方針	2-7
第4節 野生生物保護区等の区域の保護に関する指針	2-7
第5節 指定に当たっての留意事項	2-8
第6節 その他の生息・生育地の保護に関する事項	2-8
第4章 外来種対策	2-9
第1節 侵略的外来種の放逐等の禁止及び防除	2-9
第2節 外来種に関する調査	2-9
第3節 外来種に関する情報の提供	2-9
第5章 維持・回復事業の認定	2-11
第1節 維持・回復事業の対象	2-11
第2節 維持・回復事業計画の内容	2-11
第3節 維持・回復事業の進め方	2-11
第6章 その他希少野生生物の保護に関する重要事項	2-12
第1節 町民等からの提案	2-12
第2節 調査研究の推進	2-12
第3節 野生生物に関する情報共有システムの整備	2-12

第4節 推進体制の整備	2-12
-------------------	------

第5節 開発行為における希少野生生物への配慮	2-13
------------------------------	------

第3部 生物多様性の保全および活用に向けた行動計画

第1章 はじめに	3-2
----------------	-----

第2章 北広島町で進められている取り組み	3-3
----------------------------	-----

第3章 取り組みの種－生物多様性の保全と活用を実現する方法－	3-11
--------------------------------------	------

第4章 戦略目標達成までの戦略推進期間	3-21
---------------------------	------

1. 戦略推進期間1：現状の把握	3-21
------------------------	------

2. 戦略推進期間2：施策評価	3-21
-----------------------	------

3. 戦略推進期間3：戦略の継続的な推進と見直し	3-21
--------------------------------	------

資料

資料1 北広島町生物多様性審議会委員	資-2
--------------------------	-----

資料2 北広島町生物多様性審議会 会議の開催状況	資-3
--------------------------------	-----

資料3 北広島町生物多様性専門	資-4
-----------------------	-----

資料4 北広島町生物多様性専門員会議の開催状況	資-5
-------------------------------	-----

資料5 生物多様性キャラバンの実施状況（平成22年度）	資-6
-----------------------------------	-----

資料6 生物多様性キャラバンの実施状況（平成23年度）	資-7
-----------------------------------	-----

資料7 生物多様性ワーキンググループ（平成22年度）	資-8
----------------------------------	-----

資料8 北広島町生物多様性の保全に関する条例	資-9
------------------------------	-----

